

道路に面しているブロック塀の除却・建替えの補助制度について

定住推進課

平成30年6月に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊等により、尊い命が犠牲になりました。この教訓を踏まえて、従来の制度の見直しを行い、補助制度の拡充と補助内容の見直しを行いました。

既存ブロック塀を除却したい、または除却後に建替えする計画等がありましたら、まずは定住推進課にご相談ください。

1 ブロック塀等の除却事業 ※既存のブロック塀等を除却したい場合

①対象となる ブロック塀	(1)住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る公衆用道路（私道を除く。）に面しているブロック塀 (2)地震発生時に倒壊の危険があるブロック塀 (3)敷地に面している、道路面の一番高い箇所を基準にして高さが60cmを超えている既存ブロック塀
②補助額	除却に掛かる費用（業者の見積額）と町の基準額を比較して、少ない額の3分の2以内で、1敷地につき、 26万6,000円以内
③補助金額計算例	既存ブロック塀の除却する長さが10.0mで、業者の見積額が15万円の場合 町の基準額の算定方法 $10.0\text{m} \times 8,900\text{円}/\text{m} = 8\text{万}9,000\text{円}$ 町の基準額 8万9,000円 < 業者の見積額 15万円
この場合、町の基準額の方が少ないため、町の基準額の3分の2以内になります。 $8\text{万}9,000\text{円} \times 2/3 = 5\text{万}9,333\text{円}$ ただし、千円未満は切捨てになるため、 5万9,000円 が補助額になります。	

2 ブロック塀等の建替え事業

※除却後に、新たにブロック塀又はアルミフェンス等に建替え(作り替え)したい場合

①補助対象条件	上記の「除却事業」の終了後に建替え事業を行うこと。
②施工条件	以下の3つの全てに該当すること。 (1)建替え後のブロック塀等が地震に対して安全な構造になること。 (2)新設するブロック塀は 2段以下で施工 すること。 (3)建築基準法第42条第2項の道路（道路幅員が1.8m以上4.0m未満）に接している場合は、ブロック塀を民地内に後退して施工すること。
③補助額	建替えに掛かる費用（業者の見積額）と町の基準額を比較して、少ない額の3分の2以内で、1敷地につき、 33万3,000円以内
④補助金額計算例	建替えする長さが10.0mで、業者の見積額が40万円の場合 町の基準額の算定方法 $10.0\text{m} \times 38,400\text{円}/\text{m} = 38\text{万}4,000\text{円}$ 町の基準額 38万4,000円 < 業者の見積額 40万円
この場合、町の基準額の方が少ないため、町の基準額の3分の2以内になります。 $38\text{万}4,000\text{円} \times 2/3 = 25\text{万}6,000\text{円}$ 25万6,000円 が補助額になります。	

定住推進課住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321